ASAHI NEWS

令和元年11月11日
第116号

朝日税理士法人　城南支社
TEL：03-3700-3331
FAX：03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

■■■ 11月の主な予定 ■■■

税務・会計

11月11日～17日：税を考える週間

11月15日：所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請期限（第2期分のみ）

12月02日：所得税及び復興特別所得税の予定納税額の納付期限（第2期分）

12月02日：個人事業税の納付期限（第2期）

経営・経済

11月02日：ASEAN首脳会議（バンコク郊外）

11月08日：景気動向指数速報発表（内閣府）

11月14日：第3四半期のGDP速報値発表（内閣府）

11月14日：第3四半期のユーロ圏GDP改定値発表（EU統計局）

11月16日：APEC首脳会議（チリ・サンティアゴ、当初17日まで）の開催中止
（10/30、チリ大統領により中止が発表された。チリ国内の反政府デモ激化を懸念しての対応と思われる。）

11月20日：貿易統計発表（財務省）

11月22日：全国消費者物価指数発表（総務省）

11月29日：有効求人倍率発表（厚労省）

11月29日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表（経産省）

11月29日：消費動向調査発表（内閣府）

ASAHI NEWS（資産税）
令和元年11月11日発行

朝日税理士法人　城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

配偶者居住権の評価方法

平成30年8月10日号にて、配偶者の居住及び老後生活の安定に資する配偶者居住権についてお知らせいたしましたが、その配偶者居住権は、具体的な相続分を構成し相続税の課税対象となります。今回はその相続税の評価方法を中心にお知らせいたします。

創　設　趣　旨　及　び　評　価　方　法

妻が遺産分割において居住建物の所有権を取得し、夫の死後も住む場所を確保できたとしても、その評価額が高い場合には、その居住建物以外の財産を十分に取得することができず、老後の生活費に困窮しかねません。

配偶者居住権は所有権とは異なり、居住建物を取得しなくても無償で使用収益することができる権利のことで、その評価額を所有権より低くすることにより、配偶者が居住建物以外の財産をより多く取得することができるようにするため創設されました。

配偶者居住権には「配偶者短期居住権」（存続期間は相続開始から6ヶ月、又は自宅を誰が所有するか決まった日のいずれか遅い日まで）と「配偶者居住権」（存続期間は原則として配偶者が亡くなるまでの終身）の2種類があり、その評価方法については、相続税法22条が定める時価ではなく、相続税法に別途、評価方法が定められました。

➢ 配偶者短期居住権

その性質が使用借権であり、使用貸借に係る使用権については相続税評価額はゼロとして扱われていること、その存続期間が極めて短い期間に限定されることから相続税評価額についてはゼロとなります。

➢ 配偶者居住権

配偶者短期居住権とは異なり、配偶者居住権の登記の設定の義務を負うと、その存続期間は原則として配偶者の終身とされることから強度の財産性を有し、相続税評価額は以下のように計算されます。

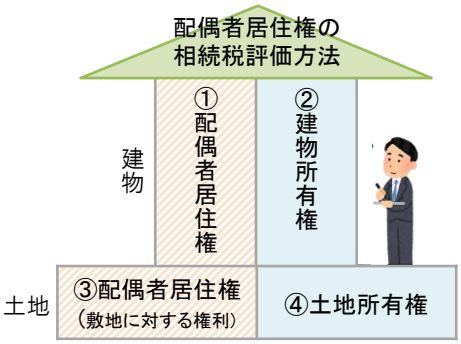

配偶者居住権の相続税の評価方法		
建物	①配偶者居住権	建物の相続税評価額　－　建物所有権（下記②）
	②建物所有権	建物の相続税評価格 × $\frac{\text{法定耐用年数－築年数－居住権の存続年数 ※1}}{\text{法定耐用年数－築年数}}$ × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率 ※1　存続年数は、配偶者の平均余命年数を上限とする。
土地	③配偶者居住権	土地の相続税評価額　－　土地所有権（下記④） ※2　敷地に対する権利は、小規模宅地の特例の対象とする。
	④土地所有権	土地の相続税評価額　×　存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

小　規　模　宅　地　の　特　例

配偶者居住権が設定された土地につきましては、敷地に対する権利が小規模宅地の特例の対象となり、土地所有権につきましても同特例の要件を満たした場合には、同様に対象となります。

面積の按分方法についても居住権と所有権の価格で按分することが政令で定められました。

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

ASAHI NEWS （法人税）
令和元年11月11日発行

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

忘年会シーズンの前に、交際費についてご確認ください！

もうすぐ年末です。忘年会から年明けの新年会まで、なにかと飲食を行う機会も増えると思います。そこで今回は、法人が支出する飲食代に焦点をあて、交際費及び関連項目について説明致します。

交　際　費　と　は　？

法人税法上の交際費とは以下の様な費用をいいます。

- 接待、供応のための費用
- 取引先を招待しての接待時の食事代、お土産代、接待客への送迎（タクシー）代
- 来客との商談、会議、打合せ等に際しての飲食物等（通常の昼食の程度を超える飲食物等の代金）
- 取引先に対する慶弔費（祝儀・香典）、生花・供物、お歳暮・お中元、その他の贈答品など

損　金　算　入　出　来　る　金　額

法人税法上、損金（税務上の経費）の限度額は、上記のうち接待飲食費（交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用で一定の要件を満たすもの）の50%に相当する金額までとなります。また、大法人（資本金1億円超）と中小法人（同1億円以下）によっても、損金にできる限度が異なっており、中小法人は定額控除限度額（現行800万円）との選択が可能です。

【 大法人 】

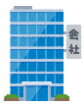

交際費	接待飲食費	損金算入　50%
		損金不算入　50%
	接待飲食費以外	損金不算入

【中小法人】※1
有利な方を選択

接待飲食費額年1600万円超の場合

交際費	接待飲食費	損金算入　50%
		損金不算入　50%
	接待飲食費以外	損金不算入

接待飲食費額年1600万円以下の場合

交際費	損金算入（年800万まで）
	損金不算入

（国税庁リーフレットをもとに弊社作成）

※1　事業年度終了時における資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
（普通法人のうち事業年度終了の日において資本金の額または出資金の額が5億円以上などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます）

なお、上記で飲食費となっても社内飲食費に該当するものは、50%損金（又は定額控除）とはならず全額損金不算入となります。
社内飲食費の支出対象者は法令上、その法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族と規定されています。

会　議　費　と　の　違　い

一定の要件を満たす場合には、税務上の交際費等の範囲から会議費（社内飲食費※2を除く飲食、その他これに類する行為のために要する費用であって、その金額が1人当たり5,000円以下である費用）が除外されます。

※2 社内飲食費とは、法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものをいいます。
なお、資本金の額にかかわらず、全ての法人に適用されます。

1人当たり5,000円以下の飲食費について、税務上の交際費等から除外される飲食費の適用を受けるには一定の要件があるそうですが、それはどのようなものでしょうか？

次に掲げる事項を記載した書類の保存が要件となっています。
①その飲食等のあった年月日
②その飲食等について参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
③その飲食等に参加した者の数
④その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
⑤その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項

飲食費が1人当たり5,000円以下であるかどうかの判定に当たって、その「支出する金額」に係る消費税等の額はどのように取り扱われるのでしょうか？

その飲食費を支出した法人の適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用した金額により判定します。従って、消費税等の額を税込経理方式を適用している場合は、その支出する金額に含まれ、税抜経理方式を適用している場合はその支出する金額に含まれません。